

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月18日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第3号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 32の項の次に次のように加える。

32の2	県道東広島白木線	東広島市八本松町宗吉1086番2先から 東広島市志和町志和東3769番3先まで
------	----------	--

別表第2 113の3の項の次に次のように加える。

113の4	東広島市道宗吉連絡線	東広島市八本松町宗吉1036番先から 東広島市八本松町宗吉1086番2先まで
113の5	東広島市道並滝寺線	東広島市志和町志和東3769番3先から 東広島市志和町志和東3130番15先まで
113の6	東広島市道志和東南線	東広島市志和町志和東3130番15先から 東広島市志和町志和東895番330先まで
113の7	東広島市道志和東南30号線	東広島市志和町志和東895番330先から 東広島市志和町志和東895番297先まで

附 則

この公安委員会規則は、平成25年4月1日から施行する。